

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和5年7月25日

香川県知事 池田豊人

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和5年9月4日（月曜日） 午後2時から	高松市番町一丁目8番15号 高松市役所11階110会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

下記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和5年8月2日（水曜日）から同月16日（水曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

記

高松広域都市計画都市高速鉄道の変更案の概要

都市計画都市高速鉄道中2号高松琴平電鉄琴平線外1路線を廃止する。

なお、関係図書は、香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課において令和5年8月2日（水曜日）から同月16日（水曜日）まで閲覧に供する。